

○可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する 条例施行規則

平成 8 年 1 2 月 2 4 日
可茂衛生施設利用組合規則第 1 号

改正 平成10年 4 月 1 日組合規則第 1 号 平成18年 4 月 1 日組合規則第 3 号
平成30年 3 月28日組合規則第 8 号

可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和44年可茂衛生施設利用組合規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例（平成 8 年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第 2 条 斎場を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、可茂聖苑使用許可申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書に次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 遺体又は死胎児 死体（胎）火葬許可証
- (2) 改葬による骨 改葬許可証
- (3) 身体の一部 医師法（昭和23年法律第201号）第19条第 2 項の規定に基づき交付された診断書又は検案書
- (4) 産汚物 医師法第19条第 2 項の規定に基づき交付された診断書、検案書、出生証明書の写し若しくは死産証書又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第39条第 2 項の規定に基づき交付された出生証明書の写し、死産証書若しくは死胎検案書
- (5) 遺体安置室 前各号に掲げる書類又は検視調書の写し

3 前項第 3 号及び第 4 号に該当する申請者並びに小動物を火葬に付する申請者は、本人であることを証明するため、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、第 3 号の書類は、第 2 号に掲げる書類のいずれか 1 点を併せて提示しなければならない。

- (1) 官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書等であって、本人の写真を貼り付けたもの 1 点
 - (2) 官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書等であって、本人の写真が無いもの 2 点
 - (3) 民間機関等が発行した身分証明書等であって、氏名が記載されたもの 1 点
- （使用許可証）

第 3 条 管理者は、申請書を受理した場合は、当該申請が適正であることを確認した後、当該申請者に対して施設の使用を許可するとともに、可茂聖苑使用許可証（第

1号様式。以下「使用許可証」という。)を交付する。

(使用許可の変更)

第4条 申請者が、許可事項を変更しようとする場合は、可茂聖苑使用許可変更届(第2号様式)に許可証を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の変更届を受理した場合は、適正であることを確認した後、可茂聖苑使用許可変更確認証(第2号様式。(以下「確認証」という。))を交付するものとする。

(使用料の減免)

第5条 管理者は、斎場の使用について、次の各号の一に該当する場合においては、使用料を減免することができる。

(1) 死亡の際本組合管内の住所であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活扶助を受けていた者のために使用するとき。免除

(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定に基づき、使用料が市町村費をもって繰り替えられるとき。免除

(3) その他管理者が特に必要があると認めたとき。100パーセント以内の減額

2 使用料の減免を受けようとする者は、可茂聖苑使用料減免申請書(第3号様式)を管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に定める割合の使用料を還付することができる。

(1) 天災地変、その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなった場合全額

(2) その他管理者が特別の理由があると認めた場合50パーセント

2 使用料の還付を受けようとする者は、可茂聖苑使用料還付請求書(第4号様式)に使用許可証又は確認証を添えて管理者に提出しなければならない。

(使用時間)

第7条 斎場の使用時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(通夜による利用を除く。)とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(申請者及び入場者の遵守事項)

第8条 申請者及び入場者(以下「使用者」という。)は、斎場内において次の事項を遵守しなければならない。

(1) 斎場を使用しようとするときは、職員に使用許可証又は確認証を提示すること。

(2) 施設、設備等をき損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

(3) 斎場内に、爆発物その他危険物等を持ち込まないこと。

(4) 棺内に不燃物類、爆発物その他危険物等を混入しないこと。

(5) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

(6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 管理者は使用者が前項の規定に違反した場合は、許可を取り消すことができる。

(き損又は滅失の届出及び賠償の義務)

第9条 使用者は、斎場の施設、設備等をき損又は滅失したときは、遅滞なく可茂聖苑き損(滅失)届(第5号様式)により、管理者に届け出なければならない。

2 使用者は、故意、又は重大な過失によって、施設、設備等をき損又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用後の点検)

第10条 式場及び待合室の使用者は、使用が終了したときは、直ちに職員に届け出て点検を受けなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるものの他、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日組合規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日組合規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日組合規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式 略